

船舶潤滑油買入仕様書

この潤滑油は、第八管区海上保安本部に所属する船艇(当庁各部署に所属する船艇を含む。)用として買入するもので、下記により納入するものとする。

記

1 件名 ディーゼルエンジン油ほか2点買入(敦賀港等)

2 品目、規格、単位、数量

	品目	規格	単位	予定数量	備考
①	ディーゼルエンジン油	カストロール HLX40	リットル	3,344	209ℓドラム缶
②	ディーゼルエンジン油	カストロール HLX40	リットル	378	18ℓペール缶
③	ディーゼルエンジン油	カストロール HLX30 または同等品	リットル	180	18ℓペール缶

※ただし、予定数量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではないので注意すること。

3 納入場所

- ① 敦賀港に停泊中の指定する船舶の船内タンク
- ② 敦賀港に停泊中の指定する船舶
- ③ 小浜港に停泊中の指定する船舶
- ①～③ 本邦内の官の指示する場所

4 納入期間

令和 8年 4月 1日 から
令和 9年 3月 31日 まで

5 検査

納入に際し、納品書を添付し、第八管区海上保安本部で任命する検査職員の検査を受けること。

6 支払い条件等

検査合格後、毎月払い
官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 納入月の納入予定数量が、3,000リットル以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- (3) 納入に際し、納入場所①について担当職員が指定する場合は、納入業者が船内タンク等に直接納入することとし、納入に要した費用はすべて納入業者の負担とする。(※担当職員とは、敦賀海上保安部管理課職員とする。)
- (4) 搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。
納入に際し、所管消防署長に申請が必要な場合は、承認を受けること。
なお、申請に要した費用は、関係書類の写しを添えて別途請求すること。
- (5) 納入に際し、検査職員立会いの上実施し、流出、落下等しないように厳重に注意して行うこと。
- (6) 流出、落下等の事故が発生した場合、直ちに防除措置等を実施し、担当職員に連絡すること。
油防除措置等に要した費用については、納入業者負担とする。
- (7) 物価変動その他経済状況の変動により契約単価が不相当であると認められる場合は、協議のうえこれを変更するものとする。

(8) 同等品として納品する場合は、仕様を満たすことを証明するカタログ等の資料を添え入札参加時に提出し、発議原課等の課長等の確認を受け、支出負担行為担当官の確認を得ることとする。

なお、仕様確認申請書には、必要に応じて次の書類を添付すること。

イ 2項目の仕様を満たしていることが明確に判断できる製品のカタログ等資料

ロ 仕様を確認するため、担当職員が提出を求める書類

(9) 品目の数量は現時点における予定数量であり、増減する場合があることを了承のうえ入札に参加すること

(10) 納品に際し、知り得た事実については、他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先

敦賀海上保安部管理課渉外係

0770-22-0666(内線5037)